

改正

平成18年2月20日規則第1号
平成20年3月26日規則第7号
平成25年3月25日規則第4号
平成26年3月27日規則第15号
平成26年10月6日規則第31号
平成27年10月2日規則第39号
平成28年3月25日規則第21号

米子市個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市個人情報保護条例（平成17年米子市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が定める個人情報取扱事務の届出事項)

第2条 条例第6条第1項第7号に規定する市長が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報の記録形態
 - (2) 電子計算システム（電子計算機等を使用し、定められた一連の処理手順に従って自動的に事務を処理するシステムをいう。）による処理の有無
 - (3) 本人以外の者から個人情報を収集する場合における収集先及び収集方法
 - (4) 保有個人情報の目的外利用等をする場合における当該目的外利用等の理由及び方法並びに提供元又は提供先
 - (5) 特定個人情報の利用の有無
 - (6) 特定個人情報を利用する場合における法令上の根拠
- (受託者等が講ずべき措置)

第3条 条例第10条に規定する受託者又は指定管理者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受託業務又は指定管理業務（以下「受託業務等」という。）に係る秘密を保持すること。
- (2) 個人情報を厳重に保管すること。
- (3) 個人情報を受託業務等の目的以外の目的のために使用しないこと。
- (4) 個人情報を第三者に提供しないこと。
- (5) 市長の承諾を得ることなく、受託業務等の処理を第三者に請け負わせ、又は再委託しないこと。
- (6) 市長の承諾を得ることなく、個人情報の複写又は複製をしないこと。
- (7) 受託業務等の処理を完了したときは、直ちに、個人情報（複写又は複製をしたものを含む。）を市長に返還し、又は廃棄すること。
- (8) 市長が必要と認めて受託業務等の処理の状況又は個人情報の保管に係る調査を行うときは、これに応ずること。
- (9) 受託業務等の処理に関し事故が発生したときは、直ちにその旨を市長に報告し、その指示に従うこと。
- (10) 自己の責めに帰する理由により市長又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する事項を遵守すること。

(開示請求書の様式等)

第4条 条例第12条第1項の開示請求書の様式は、別記様式第1号に定めるとおりとする。

2 条例第12条第2項（条例第24条第5項において準用する場合を含む。）に規定する本人又はその代理人であることを証明する書類は、次の各号に掲げる開示請求者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本人が開示請求をするとき。 運転免許証、旅券その他これらに準ずる書類
- (2) 法定代理人が開示請求をするとき。 法定代理人であることを証明する書類及び当該法定代

理人に係る前号に規定する書類

- (3) 本人の委任による代理人が開示請求（保有特定個人情報に係るものを除く。）をするとき。代理人であることを証明する書類、当該代理人に係る第1号に規定する書類及び条例第11条第2項（条例第24条第5項において準用する場合を含む。）の理由を証明する書類
- (4) 本人の委任による代理人が保有特定個人情報に係る開示請求をするとき。代理人であることを証明する書類及び当該代理人に係る第1号に規定する書類
（開示請求者に対する通知）

第5条 条例第17条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる開示請求に対する決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示するとき。保有個人情報開示決定通知書（別記様式第2号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示するとき。保有個人情報一部開示決定通知書（別記様式第3号）
- (3) 保有個人情報の全部を開示しないとき。保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第4号）

2 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等延長通知書（別記様式第5号）により行うものとする。
（第三者に対する通知）

第6条 条例第19条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示第三者意見照会書（別記様式第6号）により行うものとする。

2 条例第19条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示第三者意見照会書（別記様式第7号）により行うものとする。

3 条例第19条第4項の規定による通知は、保有個人情報開示決定第三者通知書（別記様式第8号）により行うものとする。
（訂正等請求書の様式）

第7条 条例第24条第1項の請求書の様式は、別記様式第9号に定めるとおりとする。
（訂正等請求者に対する通知）

第8条 条例第25条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正等決定延長通知書（別記様式第10号）により行うものとする。

2 条例第25条第4項の規定による通知は、保有個人情報訂正等決定通知書（別記様式第11号）により行うものとする。
（費用の負担）

第9条 条例第28条第2項に規定する保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用の額については、米子市情報公開条例施行規則（平成17年米子市規則第16号）第7条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 条例第28条第3項の規定により、市長は、保有特定個人情報の開示請求に係る本人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該開示請求1件につき1,000円を限度として、当該保有特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用（以下「開示費用」という。）を減額し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に開示費用を減額し、又は免除する必要があると認めるとき。

3 前項の規定による開示費用の減額又は免除を受けようとする者は、第4条第1項の開示請求書に、当該減額又は免除を受けようとする理由を明記するとともに、前項第1号の規定に該当することを理由とする場合にあってはこれを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあってはその事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、同項の規定により添付すべき書面については、市長が認めるときは、これを省略することができる。

（条例の施行の状況について公表する事項）

第10条 条例第33条の規定による条例の施行の状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 開示請求の件数
- (2) 開示、不開示別の件数

- (3) 訂正等請求の内容別の件数及びこれらに係る決定別の件数
- (4) 審査請求の件数及び内容並びにこれに対する裁決の内容
- (5) 個人情報取扱事務の件数及びその増減
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公表する必要があると認められる事項

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成18年2月20日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日規則第4号抄）

改正

平成26年3月27日規則第15号

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規則第15号）

改正

平成26年10月6日規則第31号

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月6日規則第31号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月2日規則第39号）

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第21号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（米子市個人情報保護条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

5 米子市個人情報保護条例第33条の規定による平成27年度における同条例の施行の状況の公表に係る第2条の規定による改正後の米子市個人情報保護条例施行規則第10条の規定の適用については、同条第4号中「審査請求」とあるのは「不服申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

[別記様式 省略]